日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2012. 01. 14

No.12-003

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

「3 月にジュネーブに良い知らせ（勝利判決）がとどくよう願っている」
ガイライダーILO事務局次長

「ファイト!」と言ってガッツポーズ
ファンソマビア事務総長

京都で ILO に働きかけ

ILO 第 15 回アジア太平洋地域会議に代表を派遣

JAL不当解雇撤回ニュース No095 号

以下 原告最終準備書面より抜粋

現状においては、遅くとも来年３月以降早い段階にはＩＬＯの勧告が出される可能性が高まっている。ＩＬＯ勧告は、本件事件が、ＩＬＯ第８７号条約、第９８号条約に基づいて、適正に解決されることを求めるものとなることが想定される。本件訴訟の判決は、国際的にも注目されている。これは、第２部第４の５に紹介した国際的な世論を見ても理解できるところである。本件判決は、その意味で、国際的な世論の検証にも耐える、適正な判決であることが求められている。

ＩＬＯ第８７号条約・第９８号条約

ＩＬＯ（International Labour Organization）は、（中略）条約を批准した各国政府に対して、条約の遵守を求めると共に、その違反がないか否かを監視する機構を備えている。

ＩＬＯ第８７号条約（「結社の自由及び団結権の保護に関する条約」）（日本批准）は、国際労働機関憲章の前文が、「結社の自由の原則の承認」は労働条件を改善し、かつ、平和を確立する手段であると宣言していること、フィラデルフィア宣言が「表現及び結社の自由は不断の進歩のために欠くことができない」ことを再確認していること等を理由に、条約の適用を受ける加盟国は、労働者が団結権を自由に行使することができることを確保するために、必要にしてかつ適当な全ての措置を取ることを約束する、としている。
また、ＩＬＯ結社の自由委員会は、「結社の自由委員会の決定・原則ダイジェスト　第５版(補訂）」において、反労働組合の差別に対する保護として、結社の自由委員会は、労働組合役員の保護を保障する一つの方法は、これら役員を、深刻な違法行為を行った場合を除いて、在任期間中にあるいは退任後一定の期間内に解雇してはならないことを定めることであると指摘してきた、としている。

ＩＬＯ第９８号条約は（「団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約」）（日本批准）は、労働者団体は、その設立、任務遂行または管理に関して使用者団体から直接にまたは代理人もしくは構成員を通じて加えられる干渉に対して十分な保護を受けるとしている。

これらの条約は、ＩＬＯ加盟国に対して、労働者が団結権を自由に行使することができることを確保するために、必要にしてかつ適当な全ての措置を取ること、使用者又は使用者団体と労働者団体との間の自主的交渉のための手続の充分な発達及び利用を奨励し、且つ、促進するため、必要がある場合には、国内事情に適する措置を執ることを求めている。

◇ ＩＬＯ結社の自由委員会への申立て

日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンは、２０１１年２月２日、ＩＬＯ結社の自由委員会に対して、共同で、今回の被告による整理解雇について、
ＩＬＯ第８７、９８号条約違反の申立を行った。

被告の再生が、日本国政府の全面的な支援の下に実施されたこと、本件整理解雇が、裁判所が会社更生手続において選任した管財人、法律の規定により全国で一つに限って設立され、政府が資本金の５０％を出資する機構によって強

行されたことを踏まえれば、本件整理解雇は、日本国政府（ここでは広く裁判所をも含む）の関与の下に行われたというべきであり、日本国政府は、労働組合の団結権や団体交渉権の保障の観点から、本件整理解雇の撤回に向けてイニシアティブを発揮しなければならない。

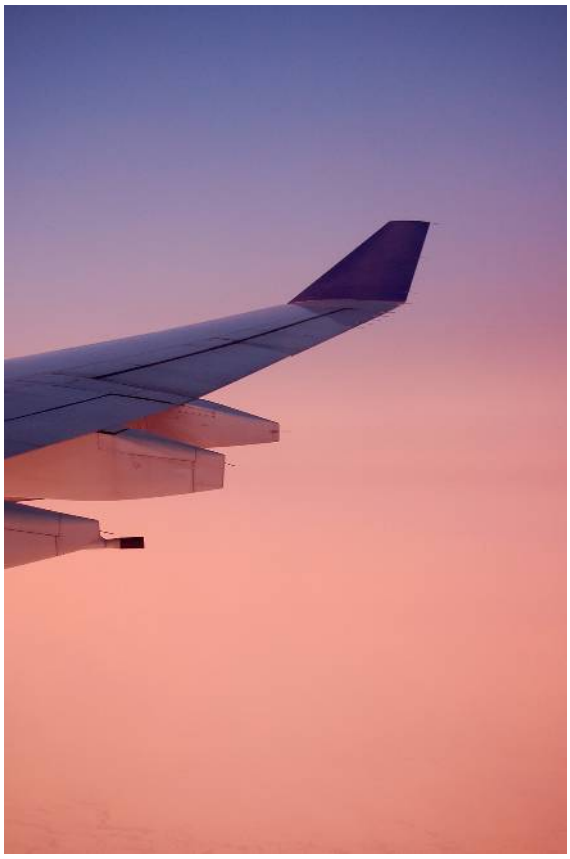

前記のとおり、今回の整理解雇では、労働条件の向上と航空の安全を求めて、職場の労働組合（日本航空乗員組合や日本航空キャビンクルーユニオン）や航空業界に働く労働者を企業横断的に組織した産別組織（航空労組連絡会、日本乗員組合連絡会議）で地道に活動を続けてきた労働者がターゲットとされた。また、仲間の労働者を整理解雇から守るために、自らの労働条件を大きく切り下げてでも仲間の雇用の確保を求めた日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンに対して、被告は対案の提示と必要な情報の開示を伴った対話を一貫して拒否し、労働組合との合意に向けた努力を放棄して、ひたすら整理解雇に突進した。さらに、解雇に反対するための労働組合のスト権投票に対して、管財人代理や企業再生支援機構の担当者がむき出しの敵意で違法な介入を行った。このことは、２０１１年７月５日付けの東京都労働委員会の不当労働行為救済命令（甲３４４）でも明確に断罪されている。

日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンは、こうした被告の行為が労働組合の団結権、団体交渉権を侵害するものであることを道理をもって明らかにし、ＩＬＯが日本国政府に対して、被告経営陣が整理解雇を撤回するよう、日本国政府として適切な措置を講ずることを求める勧告を出すことを求めている。

◇ ＩＬＯ勧告へ

ＩＬＯ結社の自由委員会は、毎年５月、１１月、３月にそれぞれ会合が持たれる。日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンの申立に対して、日本国政府はすでに回答書を提出している模様である。